

○財務省告示第百五十五号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成三十年五月十八日に発行した利付国債の発行
条件等を次のとおり告示する。
平成三十年六月十二日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（五年）（第三百三十
五回）
二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三
十四号）第四条第一項及び財政
の法律及びその
運営に必要な財源の確保を図る
ための公債の発行の特例に關す
る法律（平成二十四年法律第百
一号）第三条第一項並びに特別
會計に關する法律（平成十九年
法律第二十三号）第四十六条第
一項

三 振替法の適用
社債、株式等の振替に關する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定

四 発行方法
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。
価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）及び価格
競争入札と同時に行われる入札
であつて、財務大臣が各国債市
場特別参加者ごとに応募限度額
を定めるものによる発行（以下
「国債市場特別参加者・第I非

		六					五																				
ロ		イ					ロ																				
者特国		入 価 行 争 非 者 特 国					入 価 法 入																				
・ 別 債		札 格 行 入 札 格 第 者 特 国					札 格 決																				
第 参 市		発 競 争 発 競 発 競 発 競 発 競					定 の																				
I 加 場		行 争 額					の																				
た	条	特	百	に	規	関	成	十	は	き	法	め	営	七	つ	定	う	億	額		込	募	各	当	も	各	価
利	第	別	十	に	定	す	三	六	、	発	律	の	に	億	い	に	ち	円	面		み	限	て	の	各	格	
付	一	会	六	い	に	る	十	億	額	行	第	公	必	七	て	基	、	金	額		の	度	る	か	申	競	
国	項	計	億	て	基	法	年	八	面	し	三	債	要	千	は	づ	財	額		応	の	市	。	ら	み	争	
債	の	に	四	は	づ	律	度	千	金	た	条	の	な	百	、	き	政	で		募	額	場	。	そ	の	入	
に	規	関	千	、	き	第	予	二	額	利	第	財	財	四	額	発	一	兆		額	を	特	。	の	う	札	
つ	定	す	五	額	発	四	算	百	で	付	一	源	源	十	面	行	六	兆		を	圍	別	。	の	ち	発	
い	に	る	百	面	行	十	分	八	一	国	項	の	の	五	金	し	四	千		割	り	参	。	の	ち	行	
て	基	法	七	金	し	六	、	十	兆	債	の	特	確	万	額	た	条	六		り	加	。	の	募	募	「	
、	づ	律	十	で	た	条	、	五	二	に	規	保	を	、	七	付	千	千		当	内	。	の	額	を	と	
額	き	第	万	二	付	一	特	万	千	つ	に	を	関	、	七	国	五	七		て	に	。	の	順	を	い	
面	発	四	円	千	国	項	別	円	八	い	に	関	関	、	百	債	百	七		る	お	。	の	次	を	と	
金	行	十	千	九	債	の	会	円	百	て	基	関	関	、	十	平	七	十		る	お	。	の	割	を	と	
額	し	六	九	債	の	に	計	円	百	て	づ	関	関	、	十	六	十	一		る	お	。	の	り	を	と	

二十	十九	十八	十七	十六		十五		十四
払込期日	者入札参加	払場所	元利金支	償還金額	償還期限	後第二期子	第二期以	初期利子

平成三十年五月十八日

財務大臣から通知を受けた者

日本銀行

額面金額百円につき百円

平成三十年三月二十日

利子を支払う。六月間に属する

て、その日以前、六月間に属する

を支払う。六月間に属する

を、その日以前、六月間に属する

毎、三月二十日及び九月二十日

償還金額 $\times \frac{0.1}{100} \times \frac{1}{2}$

す。次期及び第十六号において規定

その翌営業日に支払う。以下、

が銀行休業日に当たるときは、

金額を支払う。ただし、支払

とし、次の算式により算出た

平成三十年九月二十日を

償還金額の総額 $\times \frac{0.1}{100} \times \frac{59}{365}$

る。